

平成 27 年 7 月 23 日

山 形 労 働 局

山形労働局労働基準部労災補償課における文書の紛失について

山形労働局（局長 森田 啓司）は、労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

労災補償課において、労働者災害補償保険薬剤費請求書（以下「請求書」という。）の事務処理の過程において、A労働者の薬剤費請求内訳書に添付されていた別紙（調剤報酬明細書。以下「内訳書別紙」という。）を紛失するという事案が発生した。

※ 内訳書別紙には、A労働者の氏名、生年月日及び性別並びに薬剤処方を指示した医師の氏名その他、処方した薬剤名及び薬剤処方を指示した医療機関名が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 27 年 7 月 10 日、労災補償課において、請求書の事務処理を行おうとしたところ、内訳書別紙がA労働者の薬剤費請求内訳書に添付されていないことが判明したため、内訳書別紙の所在を確認したところ所定の保管場所になく、その所在が不明となっていることが判明した。
- (2) 労災補償課内を同月 14 日まで捜索を行ったが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。なお、当該内訳書別紙は、通常外部に持ち出すことがないものであり、

現時点で外部からの通報もないこと、また、検索しても所在が確認できなかったことから、事務処理過程において他の不要文書とともにシュレッダーにより裁断された可能性が高いと判断される。

- (3) 同月 15 日、労災補償課長が A 労働者及び薬剤処方を指示した医師を訪問の上経過の説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

事務処理後確実に当該文書を行政文書ファイルに編綴しなかったこと、また、不要文書をシュレッダーにより裁断処理する際に 1 枚 1 枚確認することを怠ったことが原因として考えられる。

4 再発防止策

- (1) 山形労働局は、平成 27 年 7 月 14 日、労働基準部長及び労災補償課長から非常勤職員を含む労災補償課全職員に対し、本事案の経過を説明し、不要書類については専用ボックスに入れ、作業完了までシュレッダー処理を行わないこと、また、シュレッダー処理を行う際は、管理者が内容を確認の上処理を行うこととするよう指示するとともに、事務処理中の他の書類への紛れ込み防止など、事務処理過程においても厳正な書類の保管管理を行うよう指示した。
- (2) 山形労働局は、同月 15 日に労働局長から局内部課室長並びに管下の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、個人情報漏えい防止に係る注意喚起及び再発防止等に係る取組の徹底を指示した。

「担当」

山形労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 洞口 剛

電話 0 2 3 - 6 2 4 - 8 2 2 7